

警戒情報

### 「架空請求」ハガキにご注意！

先月に引き続き、ハガキによる架空請求の相談が寄せられています。

#### 【ハガキの内容】

#### 訴状通知書

〇〇〇センターは保全の立場から当該会社（原告側）が貴方に対して管轄裁判所に訴状申請された事を通知する事と並びに貴方への訴訟内容の正当性を確認するための機関です。訴状申請された当該会社、訴訟内容の確認につきましては担当職員にて受けたまわりますので早急に確認してください。尚、故意に放置しておくと原告側の言い分どおりの判決を下され執行官立ち会いの元あなたの給料や財産の差し押さえをされてしまう事もありますので十分ご注意ください。

※身に覚えが無い場合でも個人情報が悪用される手口も最近では見受けるので必ずご連絡してください。ご連絡が無い場合は訴状が受理され次第、管轄裁判所からの呼出状送達後に出廷となります。

※やむを得ず代理の方がご連絡される場合は代理の方の本人確認が必要になりますのでご了承ください。

(原文より抜粋)

#### <消費者センターからのアドバイス>

- 「訴訟を起こした」「給料や財産を差し押さえる」など、不安になる言葉が並んでいますが、訴状がこのようにハガキで届くことはありません。
- 「早急に連絡してください」などと書かれていても、**絶対に連絡してはいけません**。連絡すると「訴訟取り下げのために必要」などと様々な理由をつけられて金銭を請求される恐れがあります。
- このような架空請求のハガキは、何らかの名簿を入手した悪質事業者が、その名簿をもとに大量に送ったものと思われます。

**※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。**

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

【相談受付時間】平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)